

第 56 号議案

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部改正について

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が 8%から 10%へ引き上げられることに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院事業に係る料金条例（平成 19 年豊後大野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「1,100 円」を「1,120 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に改め、同表個室料の項中「3,240 円」を「3,300 円」に、「1,320 円」を「1,340 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に改め、「療養病棟の介護保険適用病床を除く。」を削り、同表セカンドオピニオン料の項中「10,800 円」を「11,000 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市病院事業に係る料金条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。